

四国中央市公金の債券運用取扱要綱

令和8年9月1日

告示第200号

(趣旨)

第1条 この告示は、四国中央市公金管理運用基準（平成25年四国中央市告示第152号）第10条の規定に基づく公金の債券による運用（以下「債券運用」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の4第1項及び第241条第2項の規定に基づき、公金を確実かつ効率的に管理するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「公金」とは、歳計現金、基金に属する現金及び公営企業会計に属する現金をいう。

(債券運用の基本)

第3条 債券運用に係る債券の購入については、需要見通しを的確にとらえた資金計画に基づき、基金の処分及び繰替運用を含む支払に支障を来さないための必要な資金を確保しつつ、安全性の確保を主体とした運用を行うものとする。

2 一括して管理する基金の債券による運用の限度額等は、年度毎に運用方針で定めるものとする。

3 前項の運用方針は、四国中央市公金管理委員会要綱（平成25年四国中央市訓令第19号）に基づき設置する四国中央市公金管理委員会において協議し、これを決定するものとする。

(運用対象債券)

第4条 運用の対象となる債券は、元本の償還が確実な債券のうち、次に掲げるものとする。

(1) 国債（日本国の国債に限る。）

(2) 地方債（地方公共団体が発行するものに限る。）

(3) 政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）

(債券運用期間及び保有割合)

第5条 債券の運用期間は、5年以内とする。ただし、基金に属する現金については、20年を限度とし、運用を行うことができるものとする。

2 歳計現金に係る債券の購入額の総額（当該年度当初に残存期間のある債券を含む。）は、20億円を限度とする。ただし、当該年度内で元本の償還期限が到来する債券については、限度額を超えて運用できるものとする。

3 基金に属する現金による債券の購入額の総額（当該年度当初に残存期間のある債券を含む。）は、流動性確保のため当該年度当初において、一括して管理する基金の総額の20パーセント以内の額とする。

4 購入した債券は、その確定した元本及び利息を確保するため満期償還期限までの保有を原則とする。

(見積依頼等参加者の要件)

第6条 債券の購入に係る発注依頼及び見積依頼に参加できる者は、第1号から第3号までのいずれかを満たす者であって、第4号から第6号までの全てを満たす証券会社及び金融機関（以下「証券会社等」という。）とする。

- (1) 本市の指定金融機関、指定代理金融機関及びこれらのグループ会社
- (2) 市内に本店、支店又は出張所等を有する証券会社のうち、規模、税収及び緊急時の対応等の諸状況を客観的に判断し優れているもの
- (3) 県内に本店、支店又は出張所等を有する証券会社のうち、規模、税収及び緊急時の対応等の諸状況を客観的に判断し優れている者であって、国債市場特別参加者となっているもの
- (4) 債券の売買について十分な実績があること。
- (5) 消費税、地方消費税、法人税及び市税を滞納していないこと。
- (6) 見積日前3月以内に金融庁から業務停止命令等の行政処分を受けていないこと。

(債券の購入方法)

第7条 債券の購入は、証券会社等との相対方式又は引合方式により行うものとする。

(状況報告)

第8条 会計管理者は、当該年度における債券管理の状況について、翌年度5月31日までに四国中央市公金管理委員会及び市長に報告するものとする。

(その他)

第9条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(四国中央市公金管理運用基準の一部改正)

- 2 四国中央市公金管理運用基準（平成25年四国中央市告示第152号）の一部を次のように改正する。

第10条中「四国中央市債券運用指針（平成25年四国中央市告示第153号）」を「四国中央市公金の債券運用取扱要綱（令和8年四国中央市告示第200号）」に改める。

(四国中央市債券運用指針の廃止)

- 3 四国中央市債券運用指針（平成25年四国中央市告示第153号）は、廃止する。